

七飯町合同納骨塚の使用について

七飯町合同納骨塚は、町が管理する合葬式のお墓で、七飯町民や町に縁（ゆかり）がある人が利用することができます。

合同納骨塚を利用する場合は、事前に申請を行い許可を受ける必要があります。申請せず、そのまま合同納骨塚に焼骨を持って行っても納骨することはできませんので、ご注意ください。

申請方法については、以下をご確認ください。



完成した合同納骨塚：約1,500体の焼骨を埋葬できます。

平成29年9月完成

種別	所在地	使用料
合同納骨塚	桜町共同墓地敷地内	15,000円（焼骨1体につき）

※ 使用料は永代です（管理料はありません）。

※ 納骨後の焼骨の返還、改葬はできません。親族とよく相談したうえで申請してください。

● 使用することができる要件

合同納骨塚の使用については、下記のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- 1、七飯町に住所又は本籍を有する方が焼骨を埋蔵する場合。
- 2、七飯町に住所又は本籍を有していた方の焼骨を埋蔵する場合。
- 3、七飯町が管理する墓地に埋蔵されている焼骨を改葬して埋蔵する場合（使用中の墓地を町に返還しなければ合同納骨塚は使用できません）。

● 申請から埋葬までの手順

I、申請に必要なもの

民生部環境生活課（生活環境係：1階④窓口）に下記の申請書類（焼骨1体につき1枚）を提出してください。

- (1) 合同納骨塚使用許可申請書
（印鑑が必要ですので、忘れずにご持参ください）
- (2) 火葬済証、埋葬許可証、改葬許可証、収蔵証明書のいずれか1点
- (3) その他使用の要件を満たすことが確認できる書類
（例：除籍謄本全部事項証明、戸籍の附表等）

II、納骨日時の決定

- ① 納骨する日時を担当係員と打ち合わせします。
- ② 使用料の納付書を交付します。金融機関で納付してください。
- ③ 納付後、領収書を提示し、使用許可証を受理してください。

III、納骨当日

- ① 打ち合わせした日時に、使用許可証と焼骨を合同納骨塚へ持参し、現地で係員の確認を受けてください。
- ② 親族、関係者の手で焼骨を合同納骨塚に埋蔵していただきます。

● お参りについて

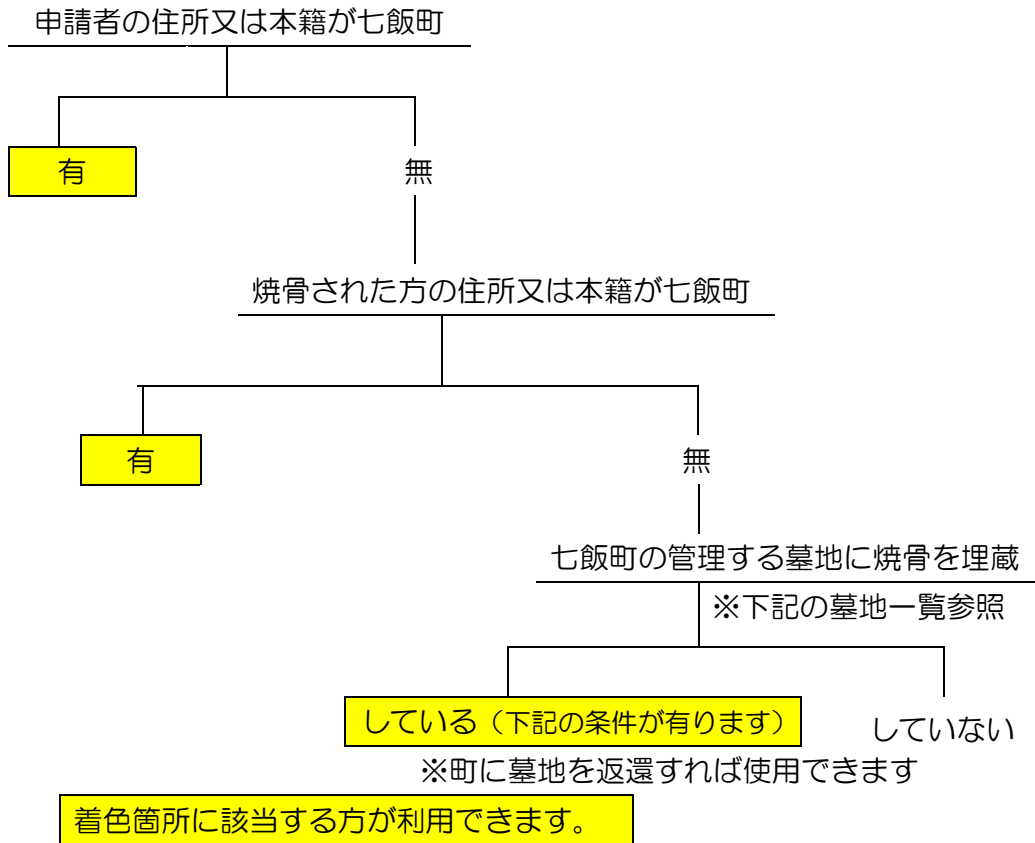
- ・ 屋外にありますので、いつでもお参りできます。
- ・ お参りは石碑前の祭壇をご利用ください。
- ・ 献花以外のものは供えることはできませんので、参拝後は必ずお持ち帰りください。
- ・ 火気の取り扱いには、十分ご注意ください。

● 注意事項

- ・ 納骨後の焼骨の返還はできません。
- ・ 使用料は返還しません。
- ・ 焼骨以外の副葬品などは埋蔵できません。
- ・ 生前の予約、申込みは受付けしておりません。
- ・ 納骨は、毎週金曜日（祝日は除く）を予定しています。
- ・ 墓碑に、個々のお名前などを刻印することはできません。
- ・ 納骨後、空いた骨箱や骨壺は、必ずお持ち帰りください。
- ・ 町が焼骨をお預かりすることや、埋蔵することはありません。

- ・ 事前に申請し許可を受け、納骨日時を打合せする必要があります、合同納骨塚に焼骨を直接持参しても納骨することはできません。

● 合同納骨塚使用確認図



墓地名称	墓地位置
桜町共同墓地	七飯町字桜町 532 番地
大中山共同墓地	七飯町字中島 21 番地 1
鶴野共同墓地	七飯町字鶴野 221 番地
藤城共同墓地	七飯町字上藤城 201 番地
峠下共同墓地	七飯町字峠下 197 番地
古峠共同墓地	七飯町字峠下 627 番地
大沼共同墓地	七飯町字大沼町 793 番地
軍川共同墓地	七飯町字上軍川 779 番地
川尻共同墓地	七飯町字上軍川 373 番地
西大沼共同墓地	七飯町字西大沼 226 番地

● お問い合わせ先

申請先・お問い合わせは

〒041-1192

七飯町本町6丁目1番1号

民生部環境生活課生活環境係

電話：0138-65-2516（直通）

＝ 合同塚位置図 ＝

